

成年後見及び保佐を開始するためには、本人の判断能力について、医師の鑑定を行うことがあります。そこで、診断書を作成された医師にも家庭裁判所が鑑定を依頼した場合にお引き受けいただけるかなどの参考事項についてお伺いしたいので、お手数ですが下記事項についてご回答下さい。

なお、主治医の先生は、本人の病状の経過を最もよく把握されておられますので、精神科が専門の分野ではない場合でも、鑑定の依頼をさせていただくことが多くあります。

1 家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合について ※1

鑑定を引き受ける。

鑑定を引き受けるかどうか検討したい。

【「鑑定書作成の手引」※2 の送付について】

不要

必要

【鑑定依頼の窓口について】

医師に直接

医師以外(ケースワーカーなど)

氏名

所属

鑑定を引き受けられないが、次の医師を紹介できる(この欄に記載された場合、以下の2及び3の回答は不要です。)

氏 名

勤務先

連絡先(住所)

(電話番号)

2 鑑定費用について

5万円(主治医の方の場合は、5万円をお願いしています。)

_____円

で引き受ける。

3 鑑定期間について

1か月内で鑑定書を提出できる見込みである。

()か月を要する。

※1 鑑定が必要と判断された場合、正式な鑑定依頼は、改めて文書でお願いすることになります。不明な点がございましたら、新潟家庭裁判所家事書記官室(025-266-3171 内線412)までお尋ねください。

※2 「鑑定書作成の手引」, 「鑑定書書式《要点式》」, 「診断書作成の手引」はインターネットでもご覧いただけます。

(裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)中、「裁判手続の案内」→「家事事件」→「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」)